

更新申請書類作成時の注意点について

共通事項 消せる筆記用具は使用しないでください。

様式第1号 指定給水装置工事事業者指定申請書について

(1) 申請者の氏名又は名称および住所について

個人事業主は住民票、法人は登記事項証明書の記載どおりに記入してください。

(2) 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名欄について（法人）

登記事項証明書に記載されており、現在役員として従事している代表取締役・取締役・監査役等、全員の氏名（フリガナ）を記入してください。

合同会社・協業組合については、登記事項証明書に記載されていない役員も記入してください。

(3) 裏面の当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称について

本社と事業所が同じ場合でも、事業所の住所、電話番号、FAX 番号を必ず記入してください。

様式第3号 指定更新時確認書について

(1) 2 業務内容の対応工事種別について

「配水管からの分岐～水道メーター」の施工については、宮城県管工業協同組合など他者へ依頼して施工している場合も「配水管からの分岐～水道メーター」の新設・改造工事の対象となります。

また、“漏水”修繕は非対応でも、それ以外の修繕に対応している場合は、修繕対応時間および対応工事種別について記入してください。

(2) 3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績について

受講者名には研修受講実績の有無にかかわらず、事業所に選任されている主任技術者全員の氏名を記入してください（行数が足りない場合は、必要に応じて様式をコピーして使用してください）。

研修は「外部研修」と「自社内研修」に分けられ、現時点で想定されている外部研修は公益財団法人給水工事技術振興財団が実施している「eラーニング研修」、「現地研修会」などがあります（外部研修については、受講証明書など、受講を証明する書類の写しを添付してください）。

※1 仙台市水道局主催の指定事業者研修会は、主任技術者等の研修に該当しません。

当該研修会の受講実績については、指定更新時確認書の項目1に記入してください。

※2 自社内研修については、下記①～④の事項を含む内容である必要があります。（実際に行った研修の具体的な名称等を記入してください）。

① 水道法（給水装置関連）

- ・給水装置工事主任技術者の職務と役割（法25条の4第3項）
- ・給水装置の構造及び材質

② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報

③ 給水装置の事故事例と対策技術

④ 給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法）

(3) 4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況について

2の業務内容の対応工事種別にある「配水管からの分岐～水道メーター」の工事に対応している場合は、4の『「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要』にはチェックせず、技能を有する者の氏名を記入してください。

また、分岐の施工を宮城県管工業協同組合など他者へ依頼している場合は、依頼先へ問い合わせのうえ、当該工事に従事した者の氏名や保有している資格等を記入してください。

※「保有している資格等」欄には、指定給水装置工事事業者指定（更新）申請書記入例の別紙「保有している資格等の記入についての注意事項」を確認のうえ、記入してください。

別表 機械器具調書について

機械器具の保有状態を確認するための写真または画像を提示してください。（申請受付時に、その場で記入した全ての機械器具を確認しますので、大きさや角度などに注意してください。）

その他

- ・氏名には必ず「フリガナ」を記入してください。
- ・指定事項が最新の情報に変更されていない場合は、指定更新の申請を受付することができません。
- ・定款の写しは原本の全ページをコピーのうえ、ホチキス等で綴じてください。
- ・指定更新時における確認事項において、口頭にて確認する項目や記載内容についての質問をすることがありますので、回答ができる方の来庁をお願いいたします。

休止中の事業者について

- ・休止中であっても、指定の有効期間内に更新手続きがされない場合は、指定の失効となります。

更新の予定がない場合

- ・同封の廃止届を必ず提出してください（休止中でも必要となります）。

指定更新申請書を作成の際は、指定給水装置工事事業者指定（更新）申請書記入例をご確認ください。

保有している資格等の記入についての注意事項

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管の 接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等		
①		②		

①【技能を有する者の氏名】について

配水管からの分岐から水道メーターまでの作業を実際に行った方について記入願います。なお、分岐(分水)を宮城県管工業協同組合又は他事業者へ依頼した場合は依頼先の方の氏名を記入してください。

②【保有している資格等】について

この項目で記入の対象となる資格は、以下の項目を参考にしてください。

記入の対象となる資格の例

公益財団法人給水工事技術振興団によるもの

- ・給水装置工事配管技能者(平成29年以降一本化)
- ・給水装置工事配管技能検定合格者
- ・給水装置工事配管技能者講習会修了者

※証するものとして、各々修了証書、修了者証、認定者証、認定証、合格者証等があります。

職業能力開発促進法関係によるもの

- ・配管技能士(一級、二級、三級) ※職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
- ・都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者(職業能力開発促進法第24条の規定による)

記入の対象とはならない資格の例

主任技術者、責任技術者、各施工管理技士、掘削等作業関係資格、各種運転資格等、これらの資格は「給水装置工事を適切に作業できる者」とは異なるもののため、記入しないようお願いいたします。

なお、一級配管技士、二級配管技士、配管技士はすでに廃止されているので記入できません。

※現行資格への移行方法につきましては、給水工事技術者振興財団へ、お問い合わせください。